

第 3 8 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（令和 2年 4月 1日からは、組織改正により、名古屋市長。以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和元年10月17日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・特定施設（以下「本件施設」という。）の指定管理者が市に提出した
2016～2018年度収支計算書

2 同月29日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件施設に係る収支計算書（平成28年度、平成29年度及び平成30年度分）（以下これらを「本件各行政文書」という。）を特定したが、本件各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同年11月 1日、審査請求人は実施機関に対し、本件各行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 同月15日、実施機関は、本件各行政文書について、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年12月 9日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

本件各行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたいため。

6 同年12月 4日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

7 同月 9日、審査庁は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人、実施機関及び公開請求者に通知した。

第 3 実施機関の主張

実施機関は、上記第 2の 5に掲げる理由の他、弁明書において本件処分で公開とした部分についておおむね次のとおり主張している。

1 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて

条例第 7条により、実施機関は、請求された行政文書に同条に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、情報公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないものである。

2 名古屋市情報公開審査会の答申について

指定管理者選定に係る申請書類等の行政文書公開請求に対する公開・非公開決定については、審査会の答申が出ており、すでに審査会の考え方は確立され、この考え方にに基づき審査庁の裁決がなされている。

これらの答申によると、指定管理者として選定された団体（以下「選定団体」という。）の申請書類等の情報は、公開により団体が受ける損害が具体的に認められる場合を除き、条例第 7条第 1項第 2号に定める法人情報に該当しないとされている。

申請書類等の情報の公開が、法人にとっての不利益性があることを考慮したうえでも、選定団体の申請書類等の情報にあっては、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対して説明責任を負うことなどから、情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められている。

3 本件処分が審査会の答申に準拠したものであることについて

本件処分は、選定団体の事業報告書の一部内容を公開しようとするものであるが、本件各行政文書は、上記 2に従って公開が前提である実施計画書に基づき実施された事業の結果が記載されたものであり、同様に公開が前提であるといえる。

審査請求人は、本件各行政文書は、審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである旨主張するが、本件各行政文書を公開することによる不利益は様々な競争上の利益が大きく損なわれる等の主張にとどまり、具体的な損害を認めることができず、条例第 7条第 1項第 2号に定める法人情報に該当しないことも審査会の答申に沿った処分である。

また、審査請求人は、平成29年度の指定管理者公募時の質問に対する回答において、収支状況等は指定管理者のノウハウに該当すると市が言及している旨主張するが、当該回答は平成29年 6月当時の判断であり、平成31年 2月

22日付け30市経市第 155号通知「指定管理者選定に係る申請書類等の情報公開について」により判断基準が示される以前のものである。従って、審査会の答申に沿った本件処分は、過去に行った当該回答と矛盾するものではない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、本件各行政文書を公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件各行政文書の公開請求は、審査請求人の事業ノウハウを入手することを目的としたものと考えられ、条例第 1条の趣旨に反したものである。たとえ個人名での請求であっても他社へ審査請求人の提案ノウハウが流出並びに提供される恐れがあると考えられる。

本件各行政文書を公開することは、独自のノウハウが知られることとなり、安易な模倣提案により、審査請求人並びにその職員、さらには審査請求人と契約関係にある多くの業者の明らかな不利益が容易に想定できるものである。

(2) 本件各行政文書は、指定管理者指定申請書に基づき実施された結果を表すものであり、事業計画書の内容が容易に想像できるものである。この内容は審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウであり、これを公にすることにより、審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するものである。条例第 7条第 1項第 2号の趣旨に反したものである。

(3) 平成29年の指定管理者申請公募時の質問において、過去の収支状況・各科目の金額について指定管理者としてのノウハウに該当する部分のため示すことはできないと実施機関が回答をしており、今回、収支予算書を公開することは、回答が矛盾しているものである。

(4) 指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としているが、本件各行政文書を公開することで、経験データや改善策に基づく誠実な内容ではなく、安易に模倣提案をする申請者が出てくるのが容易に予想される。

これは、公正な選定に支障を及ぼし、ひいては市民サービスの低下、施設の公平・安全な管理の欠如につながるものである。

(5) 本件公開請求について、指定管理期間の複数年にわたる収支計算書を請求しており、今後の事業における未執行の契約金額や予定事業が推測できる。そのため審査請求人の適正な管理運営が阻害されることとなり、これは条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱の第74(6)「公開によって得た行政文書を違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき」に該当するものである。

第5 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書のうち実施機関が公開とした部分（以下「本件情報」という。）が条例第7条第1項第2号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 本件各行政文書は、本件施設における平成28年4月1日から平成33（令和3）年3月31日までの期間の指定管理者を募集した本件仕様書（以下「本件仕様書」という。）に基づき、審査請求人から提出されたものであり、審査請求人が平成28年度から平成30年度までに本件施設の指定管理者として実施した業務に係る収支の内容が記載されている。

また、本件仕様書においては、「提出書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとする。」と記載されていることが認められる。

(2) 審査請求人は、本件施設の指定管理者に選定され、平成28年度から令和2年度までの当初の5年間に加え、指定管理期間を2年間延長して令和4年度までの合計7年間を指定管理期間として管理運営を行っている。

4 類似の事案についての当審査会の判断について

指定管理者の選定に係る申請書類等の公開決定等に対し、選定団体からされた不服申立てに関しては、過去、当審査会から審査庁に対し、複数の答申（第 213号答申から第 216号答申まで等。以下「先例答申」という。）を行ってきたところである。

本件審査請求については、先例答申と判断を異ならせるべき事情は認められないことから、当審査会は、先例答申を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

5 条例第 7条第 1項第 2号の該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件各行政文書は、審査請求人が本件施設の指定管理者として実施した各年度の業務に係る収支計算書であり、指定管理業務に係る収入及び支出の各科目とその金額等が記載されていることから、本件情報が法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の 2第 1項において、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨規定し、また、同条第 2項において、実施機関は、指定管理者に対し、当該必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報である本件情報については、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 本件施設の指定管理者は民間企業等による共同事業体でもあるため、本件情報については、一定の企業ノウハウに当たる情報が含まれる可能性があり、審査請求人が本件情報を企業ノウハウであると考え、公開に

反対することは、審査請求人の立場からすると理解はできる。しかし、審査請求人は、本件情報を公開すると、審査請求人が不利益を被る、市民サービスの低下及び施設の公平・安全な管理の欠如につながるなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているといわざるを得ない。

イ また、本件仕様書においては、本件各行政文書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されており、本件各行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人は、一定程度は企業ノウハウに当たる情報の公開を承認していたのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとはいえない。

(5) 本件情報を公開することによる公益について

上記(3)アのとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の事業状況について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

(6) したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開することによって生ずる事業活動上の不利益が優越するとする事情は認められず、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとはいえない。

(7) 以上のことから、本件情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年12月 9日	諮問書の受理
令和 2年 1月22日	弁明書の写しの受理
3月27日	反論意見書の受理

令和 4年11月 4日 (第54回第 1小委員会)	調査審議
12月 2日 (第55回第 1小委員会)	調査審議
令和 5年 1月13日 (第56回第 1小委員会)	調査審議
3月 3日 (第57回第 1小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀